

## 議案第 2 2 号

### 朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成 2 5 年朝霞市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 8 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第 1 1 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第 7 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第 1 5 条第 1 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（朝霞市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 朝霞市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年朝霞市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

朝霞市長 富岡 勝則